

次期計画における施策体系（再修正案）

「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、「調布市障害者総合計画」では、以下の2つの視点から施策体系を構築し、各分野における取組の方向性と具体的な事業計画を記載します。

I 障害のある方と家族への切れ目のない地域生活の支援

本人だけでなく家庭・家族全体の地域生活を支える視点に立ち、様々な分野と連携しながら、生涯にわたるどのライフステージにおいても、切れ目なく支えるための施策を展開します。

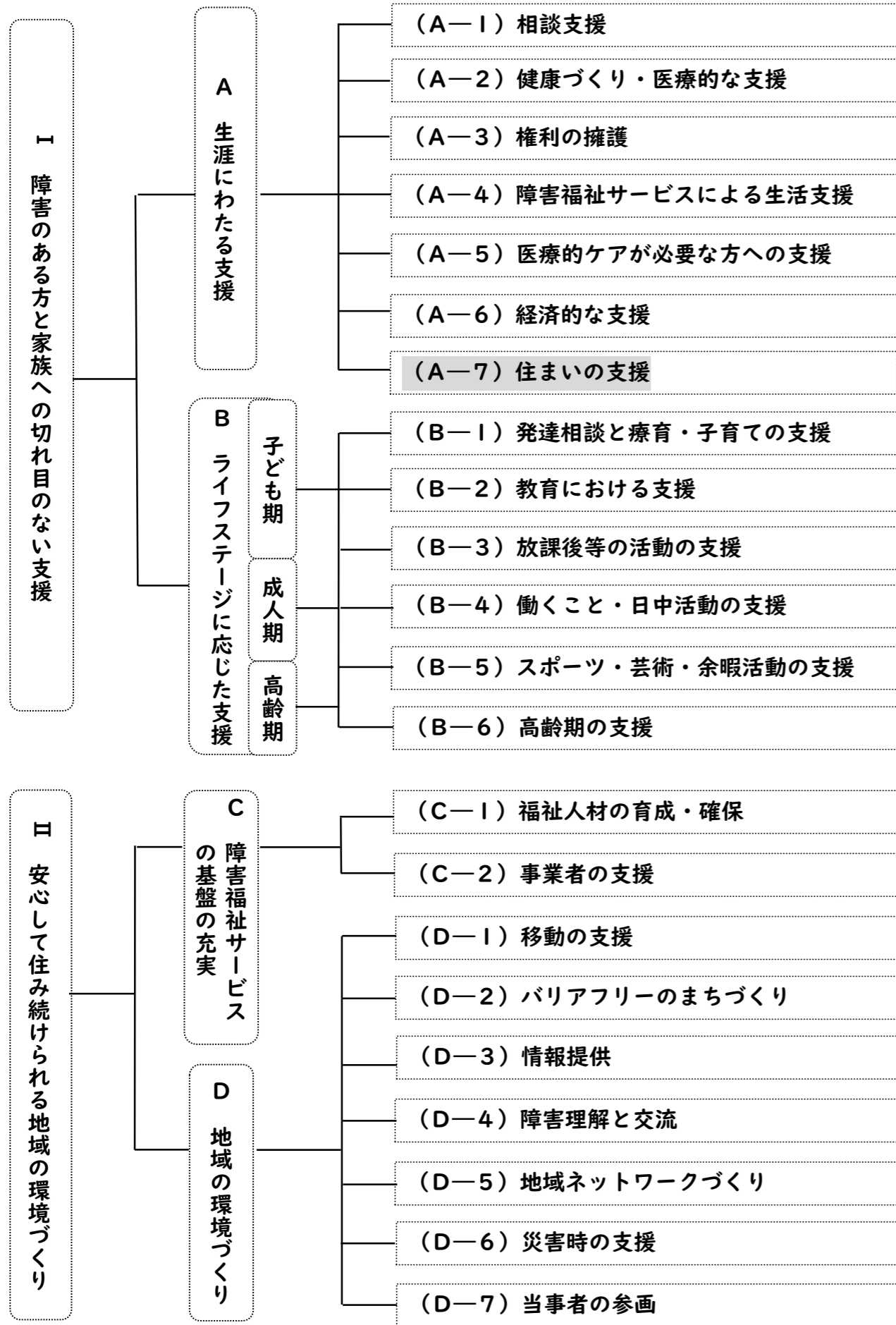
本人のニーズと自己決定、個別性を重視し、障害や疾病があっても、地域でその人らしい自立した生活を送り続けることができるよう、一人ひとりに福祉、医療、教育、雇用など日常生活及び社会生活のあらゆる分野で適切なサービスや支援が行き届く体制づくりを進めます。

II 安心して住み続けられる地域の環境づくり

「障害」とは、社会によってもたらされるものであるという障害の「社会モデル」の視点に立ち、誰もが安心して住み続けられる地域社会をつくるために、地域の環境に働きかけ、変えていくための施策を展開します。

「必要かつ合理的な配慮」があらゆる場面において提供されることで、障害者の基本的人権や社会への参加が保障され、障害によって差別や排除を受けることのない、全ての市民が暮らしやすい「共生社会」の充実を目指します。そのために、様々な福祉サービスの基盤の充実とともに、物理的（ハード）、精神的（ソフト）の両面からの「社会的障壁」の除去による地域の環境づくりを進めます。

次期計画における施策体系（再修正案）



Ⅰ 障害のある方と家族への切れ目のない支援			
A 生涯にわたる支援	(1) 相談支援	・障害特性に応じた専門相談の充実 ・包括的・重層的な相談支援体制の整備 ・家族・家庭、生活全体を支える支援	
	(2) 健康づくり・医療的な支援	・健康づくりの支援 ・地域医療の充実と連携促進	
	(3) 権利の擁護	・虐待防止体制の推進 ・成年後見制度の利用促進 ・人権擁護体制の推進	
	(4) 障害福祉サービスによる生活支援	・ショートステイ・一時預かりの充実 ・コミュニケーション支援の充実 ・障害状況に応じた補装具・日常生活用具	
	(5) 医療的ケアが必要な方への支援	・医療的ケアが必要な障害児・者の地域生活における相談支援	
	(6) 経済的な支援	・所得の保障 ・各種制度の情報提供の充実	
	(7) 住まいの支援	・一般住宅への入居支援 ・障害者グループホーム等の拡充	
B ライフステージに応じた支援	子ども期	(1) 発達相談と療育・子育ての支援	・発達相談支援体制の充実 ・療育体制の充実 ・子育て相談体制の充実 ・保育園・幼稚園での支援体制の充実 ・子育て支援サービスの充実
		(2) 教育における支援	・就学支援体制の充実 ・特別支援教育の推進 ・相談体制の充実
		(3) 放課後等の活動の支援	・放課後や余暇の過ごし方の充実 ・放課後等デイサービスの充実
	成人期	(4) 働くこと・日中活動の支援	・働く機会、相談の充実 ・福祉施設で働く障害者の賃金向上
		(5) スポーツ・芸術・余暇活動の支援	・障害特性に応じた余暇活動支援 ・学習・スポーツなどの多様な活動機会の確保
	高齢期	(6) 高齢期の支援	・高齢障害者に対応したサービス基盤の整備 ・高齢者福祉との連携推進
Ⅱ 安心して住み続けられる地域の環境づくり			
C 障害福祉サービスの基盤の充実	(1) 福祉人材の育成・確保	・福祉分野の専門人材育成	
		・放課後等デイサービスの充実	
D 地域の環境づくり	(2) 事業者の支援	・多様な障害特性に応じた日中活動場所の整備 ・障害者グループホーム等の拡充 ・サービスの質の向上	
		(1) 移動の支援	・障害福祉サービスによる外出支援の充実 ・公共交通機関の利用環境の整備
D 地域の環境づくり	(2) バリアフリーのまちづくり	・誰もが住みやすいバリアフリーのまちづくり ・福祉のまちづくりの推進	
	(3) 情報提供	・障害特性に応じた情報提供体制の整備 ・多様な情報の提供	
	(4) 障害理解と交流	・障害者差別解消の推進 ・障害理解の促進と地域交流	
	(5) 地域ネットワークづくり	・ボランティア活動、地域団体の活性化と協働 ・活動拠点の整備	
	(6) 災害時の支援	・避難支援体制の整備 ・防災対策の充実 ・緊急時の対応体制の強化	
	(7) 当事者の参画	・市政への参画の推進 ・当事者活動への支援	